

資料 3－1

第2回放射性廃棄物ワーキンググループ（平成25年8月7日） における各委員・事務局からの説明等についての質問・意見等

平成25年8月22日

放射性廃棄物ワーキンググループ委員

東京電機大学 寿楽 浩太

1. 議事運営についてお願いしたいこと

- ・今回の委員会では議事が会合の開催時間に対して多すぎ、結果的に審議が十分に尽くされず、このように後日文書によるやりとりを行う結果となった。現実に時間不足が発生した以上、議論を尽くせなかった事項について文書でのやりとりを次善の策とすることには異論はないが、今後は議事進行上の不都合が発生しないよう、各種の現実的な工夫により次回以降の会議体運営に万全が期されることを強く希望する。
- ・特に、事務局が用意した資料5「国民と認識を共にし、協働する仕組みづくり」については、これらの「仕組み」一つ一つの設定や運営が、それぞれ重要な意味を持ちうるものである。場合によっては、不用意に設定・運営した場合が、社会の信頼を大きく損ねる結果を生じ、大きな禍根を残す可能性もある。とりわけ、原子力利用に関する政策諸課題においては、昨今の社会状況にも鑑み、この点には十二分に留意することが求められる。
- ・したがって、どのような場を、どのような順序で、どのような主体が設置・管理し、何を対話・議論・決定していくのかはいずれも極めて重要な、機微に関わる問題である。その内容の適否等については、次回以降、なるべく早い回の本ワーキンググループ会合において審議するべきものと考える。
- ・また、同資料に記述のある「双方向シンポジウム」に関して、資源エネルギー庁においては、平成25年8月6日付けで同シンポジウムの開催を一般競争入札に付することを公告しており、同8月26日を入札書・提案書の提出期限、さらに同8月30日には開札するものとしている。当該シンポジウムは同庁が過年度において数次にわたって開催してきたものであるが、本ワーキンググループにおいては、こうした広報・広聴事業の経緯・成果を検討し、その意義や妥当性を評価した上で、今後の「国民と認識を共にし、協働する仕組みづくり」について審議すべきであり、同庁においてはその審議結果を

踏まえた上で、こうした「仕組みづくり」を含む、関係する行政行為に取り組むのが、より誠実な進め方であると考えられる。今後は、過年度から継続している事業等であっても、本ワーキンググループに対して適時適切に説明を行い、審議を求め、その結果を適確に反映するよう、強く希望する。

- ・ なお、「国民と認識を共にし、協働する仕組みづくり」においては、こうした「仕組み」において得られた人びとの意見・提案・疑問・批判等が、実質的に政策立案・実施・評価に反映されることが何よりも重要である。これを実質的に意味のあるものとするためには、政府や実施主体等、事業を推進し、それに責任を負う側が、「決定・確定した事項を説明し、理解を求める」のではなく、「社会に対し現実的に取り得る選択肢を提示し、いずれを選択するかの意思決定において「協働」する」等、かなり踏み込んだ対応が必要だと考えられる。
- ・ 具体的には、実質的な差異が生じうる、かつ現実的に選択されうる複数の選択肢が、政策や事業に責任を負うべき主体（例：担当省庁、実施主体等）から示されることこそが、何よりも人びとの関心を喚起し、社会的な議論の高まり・深まりを促すものと考えられる。
- ・ 逆に、こうした踏み込んだ問い合わせが伴わない、広報・広聴の一般的な枠組みにとどまる呼びかけは、「オープンで冷静な議論が反復され、国民各層の関心が惹起、深化、拡大するようなコミュニケーション活動」の展開にはあたらない。事務局が示す「多様な意見交換の場の設置（案）」はこうした指摘に応えたものであるのかどうか、応えたものであるなら、具体的にどのように従来の取り組みと異なるのか、明快な説明を希望したい。
- ・ また、今回の会合から、事務局において受付を開始した「国民からの御意見」について、会合前日までに寄せられたご意見を収録した資料の配付がなされるようになった。この取り組み自体は適切で評価されるべきものだと考えるが、本ワーキンググループでの審議にいっそう有効に活かすためには、例えば前々日までに寄せられたものを前日時点で取りまとめて委員に回覧し、会合開始時点までに委員がその内容に目を通し、必要に応じて（各委員の発言を通じて）審議に反映することを促す等、事務的な工夫をしてもよいのではないか（そして、席上配付資料としては改めて前日締め切りでご意見を収録したものを配布し、前日に追加が生じた場合は事務局がそのことを紹介して注意を喚起する、等）。ぜひ検討をお願いしたい。

2. 説明をいただいた各委員に伺いたいこと

- 各委員から説明のあった、地層処分概念の基本的考え方や地下深部の状況についての現時点での科学的理解についての説明は、いずれも筋道だったものであり、説得力のあるものであると理解した。しかし、そのことが直ちに、「地層処分を」「現世代が」「現在考えられている手法に則って」「今すぐに着手する」ことを正当化するものではないのではないかということを同時に指摘しておきたい。今回各委員が開陳されたものと同種の説明の最後に来るべき発言は、「したがって、地層処分を有力な選択肢の一つと考えたい」という専門的見解のステートメントではありうるだろうが、「したがって、地層処分こそが社会にとって最善の選択である」という政治的判断のステートメントとはなり得ない。もちろん、各委員におかれでは、関係する科学・技術の専門家としてこの重大な違いに十分留意した説明に徹されたと理解しており、これには心から敬意を表するものであり、各委員を批判する考えは毛頭ない。しかし、この両者の混同は、高レベル放射性廃棄物処分をめぐる議論において残念ながら少なからず見受けられるものもある。これらを明確に区別して議論を進めることができ、社会的議論を建設的に進め、人びとが納得できる解に接近するまでの大きなカギの一つであると感じている。
- ここで、両者を識別した議論を行うにあたって、こうした問題について研究する関係学術分野においては、「科学的合理性と社会的合理性」（藤垣裕子）、「合理性と道理性」（船橋晴俊）というように、大きく二分したかたちでの概念化が提唱されており、これらの論者はどちらも、二分した上での後者の重要性を訴えている。これらの二分法の適用限界は関係分野において議論されており、その学術的評価は未だ完全には定まっていないところだと考えるが、いずれにせよ、ある社会的意意思決定が人びとにとって「腑に落ちる」（松本三和夫）ものになるためには、決め方の政治的な正当性、その選択をすることの倫理的な正しさや文化的な好ましさ、関係する主体の能力や意図への人びとの信頼等、当該科学技術に直接関係する専門的見地からみた妥当性以外のさまざまな要素についても検討を行い、それらについても結論を出しておくことが必要であるのは確かかと思われる。
- 通常、こうした部分については人類が経験的に積み重ねてきた知恵、common sense による補完がなされるため、それらのすべてが明示的に議論に付され、改めて決定を要することは相対的には少ないだろう（common sense のうち

特に枢要なものは法制度等として明示的に制度化されている)。ところが、高レベル放射性廃棄物処分は、こうした common sense に基づいて(半ば無意識的に、あるいは routine work として)社会が処理できない課題をひとりわ多くはらんであり、それらについて改めて答えを出す必要がある、しかし、それらは経験に基づいて定型的には処理できないわけだから、解を出す作業は容易には進まず、社会的議論に時間と苦労を要している(きた)のだ、と考えるが、各位のお考えはいかがか。このように放射性廃棄物処分を科学技術に係る他の多くの問題と質的に区別する立場には賛同されるだろうか。あるいは、地層処分を高レベル放射性廃棄物処分のための最善の方策であると主張・判断する際には、科学技術に係る他の問題について解決策を見いだす場合と決定的な違いは見いだされないとお考えであろうか。あるいは、こうした見立て自体にご批判があるだろうか。ご見解を伺いたい。

以上